

不祥事が与える影響

本資料は、教職員による不祥事が発生した場合の様々な影響を取りまとめたリーフレットです。本リーフレットの内容を理解した上で、改めて、教職への誇りと気概、教職員としての高い倫理観と使命感を持ち、一丸となって不祥事根絶に取り組んでいきましょう。

児童生徒の将来を預かる重大な責任

信頼して指導を受けてきた児童生徒を裏切り、心に深い傷を残し、今後の成長に多大な悪影響を与えます。

県民からの信頼に対する裏切り

懸命に日々の教育活動に取り組んでいる教職員全体の信用を一瞬にして失わせるとともに、県民の教育行政に対する信用を失墜させることとなります。一度失われた信頼を回復するには、多くの時間と大きな労力を要し、その損失は計り知れないものとなります。児童生徒・保護者・地域からの信頼を失うことは、様々な面で学校運営に支障をきたすこととなります。

公法上の責任

地方公務員法に基づき、免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分及び公表が行われます。

刑事上の責任

刑法、児童福祉法、道路交通法などの刑罰規定により、懲役刑や罰金刑などが科せられます。また、逮捕された場合は、警察から氏名等が公表されます。

民事上の責任

被害者の身体的・精神的損害や金銭的損害に対して治療費や慰謝料の賠償の責任が生じます。公務員が職務上の行為として他人に損害を与えた場合、職員に故意又は重大な過失がある場合、国家賠償法に基づき、自治体から求償権を行使される場合があります。

教員免許の失効

懲戒免職の処分を受けた場合及び禁固刑以上の刑に処せられた場合、教員免許状は失効し、返納しなければなりません。

給与・医療・年金面での影響

懲戒処分を受けた場合、給料や期末勤勉手当、昇給や退職手当のすべてに影響します。懲戒処分（免職）により公立学校共済組合の資格を喪失し、当該組合の保険証では家族（被扶養者）を含め、医療機関での受診ができなくなります。

懲戒処分により、年金額（共済年金）は、本来受け取る額より減少します。

（参考） 懲戒処分が給与にもたらす影響

次に示す数値（額）は、定年まで懲戒処分を受けることなく働いた場合との差額で、あくまで令和4年度の県立学校教諭（60歳まで勤務した場合）におけるモデル例です。（実際に採用時の年齢、前歴や昇給、昇任などの経過により、個々に影響額は異なります。）

◆採用23年目（45歳）の9月1日に懲戒処分を受けた場合

- | | | |
|------------|---|--------------------|
| ・戒告 | 約 | ▲30万円 |
| ・減給1/10×3月 | 約 | ▲65万円 |
| ・停職6月 | 約 | ▲450万円 |
| ・免職 | 約 | ▲1億5,000万円（退職手当含む） |

（※これより年齢が若くなると、一般的に影響額は更に大きくなることが想定されます。）

家族等への影響

氏名等の公表によって、本人のみならず配偶者や子どもをはじめとする親族に対する周囲からの視線が気になり、引越し等を余儀なくされたり、親族の生活や人生にも影響を与えることがあります。

収入が減少、あるいは途絶えることにより、ローンも滞り、生活費も得られない状況になります。

また、禁固以上の刑による失職、懲戒免職の場合、再就職が困難になります。